

## 一般社団法人岡山県老人保健施設協会 共催・協賛・後援承諾規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下、本会）が、一般社団法人岡山県老人保健施設協会、及び本会以外の団体と共催する事業、また一般社団法人岡山県老人保健施設協会、及び本会以外の団体が行う事業への協賛、または後援に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 用語の意義は、次の各号に掲げる当該各号に定めるものとする。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり、企画または運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 協賛とは、第三者が主体となって開催する催しについて、本会が趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴うことがあり、後援に比べて本会の関与が大きい場合に使用する。
- (3) 後援とは、第三者が主体となって開催する催しについて、本会がその事業の趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

### (承諾の基準)

第3条 共催・協賛・後援（以下、共催等）の承諾は、事業の目的、及び内容が本会定款に定める目的ならびに事業に合致しているもので、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に理事会が行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承諾基準
  - ア 国、地方公共団体、またはこれらに準ずる公共的団体
  - イ 学校、または学校の連合体
  - ウ 公益法人、社会教育関係団体、またはこれらに準ずる団体
  - エ 新聞、テレビ等の報道機関
  - オ その他協会長が適当と認める団体
- (2) 事業目的、及び内容についての承諾基準
  - ア 公共性があり、営利を目的としないものであること。
  - イ 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められる事業でないこと。
  - ウ その他本会の方針に反しないものであること。
- (3) その他の承諾基準  
過去に共催等をしたものであること。

## 2. 共催等の対象

### 任意団体

医師、看護師、作業療法士、理学療法士等の医療・介護・福祉関連団体（会員）が主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される任意団体。

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は、理事会においてその承諾を受けなければならない。  
なお、返答までの時間に猶予がない等の特別な事情がある場合には、理事による  
メーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

(承諾の通知)

第5条 協会長は、共催等を承諾した場合には、当該申請者に対し承諾書を交付するもの  
とする。

(事業終了等の届出)

第6条 主催者は協賛、後援を受けた事業が終了した場合、協会長の求めに応じて、報告  
書を提出しなければならない。

(共催等の取消し)

第7条 本会は、共催等の承諾を受けた者がその事業の実施にあたり、この規程の第3条  
に掲げる承諾基準を具備しなくなると認めるとき、その他不適當な行為がある  
と認められるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は理事会の決議を経て協  
会長が定める。

2 この規程は理事会の決議を経なければ変更することができないものとする。

附則

この規程は、平成 23年 4月 1日より施行する。